

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	1 人員	勤務一覧表	条例第77号 第30条他	勤務形態一覧表について、兼務している職員の勤務時間等を職種ごとにおいて記載するなど、それぞれの従事時間や勤務実態が明確にした上で当該職員によって適切なサービスを提供できるよう勤務体制を定めること。	西濃県事務所
2	共通	1 人員	勤務一覧表、出勤管理	条例第77号 第30条他	管理者や医師についても勤務一覧表に記載すること。あわせて、出勤管理を行なうこと。	西濃県事務所
3	共通	1 人員	人員配置	条例第77号 第7条他	管理者が1ヶ月間不在となっていた月があった。事業所の管理業務に従事する常勤の管理者を配置すること。なお、管理者が長期に渡り不在となることが明らかとなった時点で速やかに管理者変更をし、県事務所に変更届を提出すること。	西濃県事務所
4	共通	1 人員	勤務体制の確保等	条例第77号 第98条第2項他	雇用契約が確認できない従業者が見受けられた。雇用契約等を取り交わした当該事業所の従業者によりサービス提供を行うこと。	西濃県事務所
5	共通	3 運営	守秘義務	条例第77号 第33条第1項	非常勤職員についても、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。	西濃県事務所
6	共通	3 運営	事故	社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル（岐阜県健康福祉部）	医療機関を受診する事故が発生していたが、県事務所への報告がなかった。「社会福祉施設等内における事故・事件等対応マニュアル」に基づき、報告すべき事故等が発生した場合はすみやかに県事務所へ報告すること。	西濃県事務所
7	共通	3 運営	事故	条例第77号 第38条他	事故対策マニュアルについては、あらかじめ貴事業所としての具体的な対応方法（講ずべき措置や連絡先等）を定めたものを整備するよう努めること。	西濃県事務所
8	共通	3 運営	苦情	条例第77号 第36条	苦情対応については、組織として検討、対応を行なうこと。	西濃県事務所
9	共通	3 運営	個人情報利用同意	条例第77号 第33条第2項	利用者やその家族の個人情報を用いる場合は、利用者だけでなく、当該家族の同意もあらかじめ文書により得ておくこと。	西濃県事務所
10	共通	3 運営	運営規程	条例第77号 第29条他	運営規程における職員の員数、苦情対応窓口等の内容を現況に沿うように改めること。	西濃県事務所
11	共通	3 運営	運営規程	条例第77号 第29条他	運営規程における利用料に係る規定について、利用者の負担割合が1割のみの記載であったため、改めること。	西濃県事務所
12	共通	3 運営	運営規程	条例第77号 第29条他	運営規程に「苦情を処理するために講ずる措置の概要」に係る条項を規定すること。	西濃県事務所
13	共通	3 運営	運営規程	条例第77号 第29条他	運営規定に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続」に係る条項を規定すること。	西濃県事務所
14	共通	3 運営	重要事項説明書	条例第77号 第9条他	重要事項説明書に記載の内容に実態と異なる箇所が見られたため、現況に沿うように修正すること。	西濃県事務所
15	共通	3 運営	運営規程・重要事項説明書	条例第77号 第9条、第29条他	重要事項説明書と運営規程の内容に齟齬が見られた。再度双方の内容を見直し、実態に沿うように修正すること。	西濃県事務所
16	共通	3 運営	変更届	介護保険法 第75条第1項、第115条の5第1項 介護保険法施行規則 第131条 第140条の19 他	介護支援専門員に変更があった場合は、変更届を届出ること。	西濃県事務所
17	共通	3 運営	変更届	介護保険法 第75条第1項、第115条の5第1項 介護保険法施行規則 第131条、第140条の19 他	施設の平面図（部屋の用途）が変更されていたが、変更届の提出がなかった。届出義務のある事項を変更した場合は、変更後10日以内にその旨を届け出ること。	西濃県事務所
18	共通	4 報酬	加算体制の届出	老企第41号 第1	介護給付費の算定に際して、事前の届出が定められている事項に係る加算の算定を行う場合は、所定の期日までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出すること。	西濃県事務所
19	共通	5 その他	領収証	介護保険法第41条第8項	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際は、領収証を発行すること。	西濃県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護/介護 予防訪問介護	1 人員	勤務一覧表	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第30条第1項、第73条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】附則第三項第二号第29条第1項	事業所全員の月の勤務状況が把握できるように勤務一覧表を作成すること。記載は、職種（管理者、サービス提供責任者、訪問介護員）、専従・兼務の別、常勤・非常勤の別、その日の介護保険事業所にかかる勤務時間がわかるように作成すること。	西濃県事務所
2	訪問介護	1 人員	人員基準	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第28条	管理者兼サービス提供責任者について、長期的に欠勤することが判明した時点で別の者をあてること。利用者サービスの質の確保の点から、管理者及びサービスの業務が重要な事を十二分に考慮して事業運営にあたられたい。	西濃県事務所
3	訪問介護	1 人員	人員配置	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第6条第4項	管理者兼サービス提供責任者が、併設有料老人ホームの管理者を兼ねていることが確認されたが、サービス提供責任者は、専ら指定訪問介護事業所の職務に従事する必要があるため、人員の配置を見直すこと。	西濃県事務所
4	訪問介護	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第40条第2項	運営規定の第10条第2項の事故記録の保存については5年に訂正すること。	西濃県事務所
6	訪問介護	3 運営	運営規程・重要事項 説明書	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第9条、29条	営業日時及び人員の変更について、運営規程及び重要事項説明書を変更すること。また、運営規程に苦情対応の条項を追加すること。なお、運営規定の変更は県事務所に届出をおこなうこと。	西濃県事務所
7	訪問介護	3 運営	重要事項説明書	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第9条	重要事項説明書等の日付については、説明時点で必ず日付を記入をすること。	西濃県事務所
8	訪問介護/介護 予防訪問介護	3 運営	個人情報利用同意	【岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例】第33条第2項、第73条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】附則第三項第二号による第二章第32条第2項	個人情報利用同意書について、利用者の家族の個人情報を利用する場合は、当該家族の同意を得ること。	西濃県事務所
9	訪問介護	3 運営	事故	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第38条【県社会福祉士施設等内事故・事件等対応マニュアル】	医療機関を受診する事故があったが、県へ報告がされていなかった。今後は、県事務所福祉課へ事故報告を行うこと。また、ヒヤリハット事例を収集、分析し、事故防止に努めること。	西濃県事務所
10	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第24条	訪問介護計画の内容と居宅サービス計画の内容に一部相違が見られた。訪問介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。	西濃県事務所
11	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第24条	居宅サービス計画（サービス提供票）及び訪問介護計画に具体的に記載のないサービスが提供され、報酬請求されている事例が見られた。サービス提供に際しては、居宅サービス計画に基づき、具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画を作成するとともに、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うなど適切に対応すること。なお、該当事例の報酬請求については自己点検を行い、関係市町と調整のうえ、必要な過誤調整を行うこと。	西濃県事務所
12	訪問介護/介護 予防訪問介護	3 運営	訪問介護計画書	【岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱 第3-1訪問介護（3）ス（ア）】	訪問介護計画の記載について、曜日や時間ごとのサービス区分、内容、所要時間が明確にわかる記載とすること。	西濃県事務所
13	訪問介護/介護 予防訪問介護	5 その他	領収証	【介護保険法第41条第8項】	利用者から介護保険一部負担金等で利用料を徴収した場合は、領収書を交付すること。	西濃県事務所
14	訪問看護/介護 予防訪問看護	1 人員	勤務一覧表	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第30条第1項、第73条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の2第1項、第72条	訪問看護事業所の従業員が同事業所の職員として勤務する勤務状況が把握できる勤務一覧表を毎月作成すること。	西濃県事務所
15	訪問看護/介護 予防訪問看護	3 運営	個人情報利用同意	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第33条第2項、第73条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の5第2項、第72条	個人情報の利用同意について、本人と家族の同意欄を設け、説明後にサインをもらうこと。	西濃県事務所
16	訪問看護/介護 予防訪問看護	5 その他	領収証	【介護保険法第41条第8項】	利用者から介護保険一部負担金等で利用料を徴収した場合は、領収書を交付すること。	西濃県事務所
17	訪問入浴介護	3 運営	苦情	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第36条、第55条	苦情処理については、苦情処理簿を整理するとともに、要望も苦情に発展する場合があることらえ分析する等、組織的に対応すること。また、それらを含めた苦情マニュアルを整備すること。	西濃県事務所
18	訪問入浴介護	3 運営	個人情報利用同意	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第33条、第55条	個人情報の利用同意について、利用者と代筆者の署名欄のみとなっているため、家族の同意を署名する欄を設けること。	西濃県事務所
19	訪問入浴介護	3 運営	事故・衛生管理	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第31条、第38条、第55条	事故マニュアル及び衛生管理マニュアルは、必要な手順について、より具体的に記載したマニュアルとすること。	西濃県事務所
20	居宅療養管理 指導	3 運営	居宅療養管理指導の 記録	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第87条第7項	提供した居宅療養管理指導の内容が記された文書については、それが「指導・助言の記録」であることが明確になるよう整理し、診療録に添付する等により保存すること。	西濃県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	1 人員	勤務一覧表	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第98条第1項	従業者の勤務状況がわかる勤務一覧表を作成すること。また、兼務職員については、兼務しているそれぞれの職種の配置時間がわかるように作成すること。	西濃県事務所
2	通所介護	1 人員	人員配置	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第92条第5項	通所介護事業所における勤務時間が常勤の勤務すべき時間に達している生活相談員又は介護職員が1名もいなかった。生活相談員又は介護職員のうち1名は、通所介護事業所において常勤で勤務するよう職員の配置を見直すこと。	西濃県事務所
3	通所介護	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第27条、第29条、第97条、第124条	運営規程の「緊急時等における対応方法」に係る条項については、利用者の急変時等に事業所としてどのような対応をとるのかを定めることが想定されていることから、記載内容を見直すこと。	西濃県事務所
4	通所介護	3 運営	個人情報利用同意	【岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例】第33条第2項、第103条	個人情報利用同意書について、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は、当該家族の同意を得ること。	西濃県事務所
5	通所介護	3 運営	事業所規模区分の確認	老企第36号 第2の7(4)	毎年、前年度の1月あたりの平均利用延人員数を「事業所規模確認表」等により算出し、事業所規模区分を確認すること。なお、確認の結果区分変更がない場合についても、作成した「事業所規模確認表」等は事業所で5年間保存すること。	西濃県事務所
6	通所介護	3 運営	重要事項説明書	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第9条、103条	重要事項説明書に現況とあっていない部分があるため、すみやかに変更すること	西濃県事務所
7	通所介護	3 運営	防災	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第100条	防災訓練の実施記録を確認できなかった。必要な訓練を確実に実施するとともに実施した場合は記録を残すこと。	西濃県事務所
8	通所介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算 (キャリアパス要件)	老発0309第5号『介護職員処遇改善加算に関する基本的考え並びに事務処理手順及び様式例の提示について』2(3)③イ	平成29年度介護職員処遇改善計画書において、キャリアパス要件として要件Ⅱアが選択されているが、具体的な研修計画の策定がなかった。介護職員の資質向上のための具体的な計画を策定し、当該計画に基づき研修等の実施を行うこと。	西濃県事務所
9	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算Ⅰ、Ⅱ	老企第36号 第2の7(9)	個別機能訓練の実施記録においては、加算Ⅰ及びⅡそれぞれの加算に係る訓練を主に担当する者（配置機能訓練指導員等）が記録を行い、訓練の確認を行うこと。	西濃県事務所
10	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算Ⅱ	老企第36号 第2の7(9) 平成27年3月27日 老振発0327第2号	個別機能訓練加算Ⅱを算定する利用者の機能訓練の実施にあたっては、心身機能、日常生活行為、社会参加といった「生活機能」の維持・向上という加算Ⅱの目的・趣旨に沿った具体的な目標や実施内容を盛り込んだ計画を作成すること。 また、実施にあたり利用者の居宅訪問を行った場合は、当該加算に係る通知において示された様式例を参考に、訪問した記録を残すこと。	西濃県事務所
11	通所介護/介護 予防通所介護	5 その他	文書作成、整理	-	計画や記録等の日々の重要な書類に、署名漏れや記入漏れが多いため、作成する文書について不備がないように、事業所内で徹底を図ること。	西濃県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	1 人員	勤務一覧表	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第165条第1項【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第150条第1項	管理者（施設長）の出勤について勤務表に記載をすること。	西濃県事務所
2	短期入所生活 介護	1 人員	出勤簿	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第98条	嘱託医師等についても、出勤簿等により勤務実績を記録すること。	西濃県事務所
3	短期入所生活介護	1 人員	人員基準	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第136条第1項	生活相談員について常勤換算で1以上の配置を行うこと。	西濃県事務所
4	短期入所生活 介護	1 人員	人員配置	「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」一イ(1)	生活相談員が夜勤職員として勤務した実績が確認されたが、夜勤職員としては介護職員又は看護職員を配置する必要があるため、夜勤時間帯を通じて介護職員又は看護職員が1名以上配置されるよう勤務体制を見直すこと。	西濃県事務所
5	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	1 人員	生活相談員の任命	【岐阜県指定居宅サービス等及び介護予防に関する基準要綱第3の8(1)イ(ウ)】	生活相談員1名の任命について、「2年以上社会福祉施設で介護等の業務に従事した者」として任命されたが、採用前に実務経験がなく、採用から2年未満で任命されており不適切である。資格要件を十分に確認して任命すること。また、生活相談員を常勤換算方法で1以上配置すること。	西濃県事務所
6	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	1 人員	ユニットリーダー	【岐阜県指定居宅サービス等及び介護予防に関する基準要綱】第8(4)コ	ユニットリーダー研修修了者の配置不在期間があったため、資格職員の配置について適切に対応すること。	西濃県事務所
7	短期入所生活 介護	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第29条、第142条第5項、第151条	運営規程に「通常の送迎の実施地域」及び「緊急時等における対応方法」に係る条項を追加すること。また「緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の手続」に係る条項については、「緊急やむを得ない場合」の判断方法や、拘束を行うにあたっての態様・時間・心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するなどの手続に関する内容も盛り込むこと。	西濃県事務所
8	短期入所生活介護	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第164条	運営規定に身体拘束に関する条項の記載がないため、記載すること。	西濃県事務所
9	短期入所生活介護	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第151条	運営規程の人員等内容について、現状との整合性を図り、変更届を県事務所に提出すること。	西濃県事務所
10	短期入所生活介護	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第164条	運営規程に職種ごとの人員の数を記載すること。	西濃県事務所
11	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第164条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第149条	運営規程について、県条例に定める苦情処理について、及び、サービス利用に当たっての留意事項の条項がないので追加すること。	西濃県事務所
12	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	運営規程・重要事項説明書	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第164条、第139条、第167条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第149条、127条、第152条	運営規程の人員欄に医師、重要事項説明書の人員欄に、医師、栄養士、機能訓練員の記載をすること。	西濃県事務所
13	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	感染症予防	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第33条第2項【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第101条、第155条	感染症予防を検討する委員会は定期的に開催されているが、委員会の記録に乏しい。適切に記録をとるとともに、組織的な対応と研修、周知について、いっそうの取り組みをされたい。	西濃県事務所
14	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	感染症予防	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第101条、第155条、第221条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第132条の2、第208条	感染症対策委員会（衛生管理委員会）の充実を図るとともに、研修を実施すること。	西濃県事務所
15	短期入所生活介護	3 運営	苦情	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第36条、155条	苦情処理委員会の対応について、解決のプロセスを明確化したうえで、事例を十分に分析、検討し、組織としての対応をされたい。また、委員会の記録に乏しいので適切に記録されたい。	西濃県事務所
16	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	苦情	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第36条、第155条、第167条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の8、第136条、第152条	苦情について適切に記録し、5年間保存をすること。加えて苦情について、より組織的に対応する体制とすること。	西濃県事務所
17	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	苦情	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第36条、第155条、第221条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の8、第136条、第208条	苦情処理については、実効性のあるマニュアルを改正整備するとともに、苦情について適切に記録し、組織的に対応すること。	西濃県事務所
18	短期入所生活介護	3 運営	計画の評価	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第160条第8項	短期入所生活介護計画に対する評価の実施記録を残すこと。	西濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
19	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	研修	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第98条第3項、第155条、第217条第4項【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第115条の2第3項、第130条、第204条第3項	(研修及び資質向上について)事故防止、虐待防止、身体拘束、衛生管理等の研修を適切に行うとともに、全体会議等を開催し、事業所の介護の質の向上を図ること。	西濃県事務所
20	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	研修	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第165条第4項【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第150条第4項	感染症、衛生管理、褥瘡、事故、苦情、身体拘束等、事業所として職員に対し必要な研修を実施すること。また、その他の必要な研修についても実施するとともに、実施した研修について記録を整理し、内容を職員に周知する体制の充実をされたい。	西濃県事務所
21	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	個人情報利用同意	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第33条第2項、第73条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の5第2項、第72条	個人情報の利用同意について、本人と家族の同意欄を設け、説明後にサインをもらうこと。	西濃県事務所
22	短期入所生活 介護	3 運営	事故	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第101条の2	事故防止に活かすため、サービス提供中のヒヤリハットについて収集・分析を行うこと。	西濃県事務所
23	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	事故	【岐阜県社会福祉施設等内事故・事件マニュアル】	社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアルに定める事故、事件があった場合は県事務所に報告を行なうこと。	西濃県事務所
24	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	事故	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第101条の2、第155条、第167条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の10、第136条、第152条	事故対策に関する会議及び研修の充実を図ること。同時に、事故の対応について、より組織的に対応されたい。	西濃県事務所
25	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	事故	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第38条、第155条、第221条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の10、第136条、第208条	事故対策について、委員会の実効的な開催、組織的な取り組みを充実させるとともに、研修を実施すること。	西濃県事務所
26	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	重要事項説明書	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第139条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第127条	重要事項説明書の事業一覧からすでに廃止している事業を削除すること。	西濃県事務所
27	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	新人研修	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第98条第3項、155条	新人職員研修について、内容の充実を図ること。	西濃県事務所
28	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	身体拘束委員会	【身体拘束ゼロへの手引き(2001年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」)】	身体拘束委員会について、案件がない場合でも、制度等に対する研修を行う等、組織、委員会としての取り組み内容について再度検討されたい。	西濃県事務所
29	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	身体拘束委員会	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第142条第4項、第210条第4項【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第130条第1項、第202条第1項	身体拘束委員会について、啓発、研修等の具体的な活動を行うこと。	西濃県事務所
30	短期入所生活 介護	3 運営	身体拘束の適正化	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第142条第4項、第5項「身体拘束ゼロへの手引き」	緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3要件を満たすかについて十分な検討を行い記録を残すとともに、日々経過観察を行い、定期的にその必要性について再検討し、結果を記録すること。	西濃県事務所
31	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	変更届	【介護保険法第75条、89条、115条の5】	介護支援専門員の増減及び協力医療機関の変更については県事務所に変更届を提出すること。	西濃県事務所
32	短期入所生活 介護	3 運営	防災	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第100条、第155条	施設の立地条件等により想定される災害に対応するため、地震、火災のほか風水害への対応も含めた計画を策定すること。	西濃県事務所
33	短期入所生活 介護	3 運営	防災	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第100条、第155条	防災訓練の実施記録を確認できなかった。年に2回以上計画的に訓練を実施するとともに、実施した場合はその結果を記録すること。	西濃県事務所
34	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	防災	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第100条、第155条、第167条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第115条の4、第136条、第152条	年1回夜間想定防災訓練を実施すること	西濃県事務所
35	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	防災	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第100条、第155条、第221条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第115条の4、第136条、第208条	非常災害想定を含む防災防火マニュアルを早急に整備するとともに、緊急連絡体制を整備し、必要な防災訓練を実施(年2回以上)すること。	西濃県事務所
36	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	3 運営	防災	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第100条、第155条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第115条の4、第136条	既存の防災マニュアルに風水害に関する項目を追加すること。	西濃県事務所
37	短期入所生活介護/ 介護予防短期入所 生活介護	4 報酬	看護体制加算	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第136条第1項	看護体制加算2を取得しているため、看護職員と機能訓練員との兼務については、それぞれの勤務時間を明確にして勤務表に記載すること。 なお、看護職員として勤務した状況を過去にさかのぼって確認し、加算要件を満たさない場合は、過誤調整等必要な措置をとること。	西濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
38	短期入所生活介護	4 報酬	看護体制加算 I	平成12年厚生省告示第19号 別表8註5 平成27年厚生労働省告示第96号 12イ	看護体制加算 I を算定していたが、常勤の正看護師の配置がなかった。正看護師未配置期間中の報酬請求について自己点検し、関係市町と調整のうえ必要な対応をとること。また、その結果について報告すること。	西濃県事務所
39	短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	4 報酬	個別機能訓練加算	【老企第40号第2の5(11)】	個別機能訓練加算について、理学療法士等の配置体制が加算要件を満たさなくなった場合は、速やかに加算を取り下げる	西濃県事務所
40	短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第98条第3項、第155条、第217条第4項【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第115条の2第3項、第130条、第204条第3項	サービス提供体制強化加算（特定、短期とも）の計算方法に誤りがみられるため、再計算および再確認し、結果を報告すること。	西濃県事務所
41	短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	5 その他	職員の健康診断	【労働安全衛生規則】第45条	夜勤者の健康診断について、年2回実施をすること。	西濃県事務所
42	短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護	5 その他	領収証	【介護保険法】第41条第8項	領収証には領収証である旨の記載をすること。	西濃県事務所
43	短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護	3 運営	事故	【岐阜県社会福祉施設等内事故・事件マニュアル】	骨折事故等の報告がなされていない。「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」に定める事故、事件があった場合は県事務所に報告を行なうこと。	西濃県事務所
44	特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	3 運営	感染症予防	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第101条、第155条、第221条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第132条の2、第208条	感染症対策委員会（衛生管理委員会）の充実を図るとともに、研修を実施すること。	西濃県事務所
45	特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	3 運営	苦情	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第36条、第155条、第221条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の8、第136条、第208条	苦情処理については、実効性のあるマニュアルを改正整備するとともに、苦情について適切に記録し、組織的に対応すること。	西濃県事務所
46	特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	3 運営	研修	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第98条第3項、第155条、第217条第4項【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第115条の2第3項、第130条、第204条第3項	（研修及び資質向上について）事故防止、虐待防止、身体拘束、衛生管理等の研修を適切に行うとともに、全体会議等を開催し、事業所の介護の質の向上を図ること。	西濃県事務所
47	特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	3 運営	事故	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第38条、第155条、第221条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の10、第136条、第208条	事故対策について、委員会の実効的な開催、組織的な取り組みを充実させるとともに、研修を実施すること。	西濃県事務所
48	特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	3 運営	身体拘束委員会	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第142条第4項、第210条第4項【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第130条第1項、第202条第1項	身体拘束委員会について、啓発、研修等の具体的な活動を行うこと。	西濃県事務所
49	特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	3 運営	防災	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第100条、第155条、第221条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第115条の4、第136条、第208条	非常災害想定を含む防災防火マニュアルを早急に整備するとともに、緊急連絡体制を整備し、必要な防災訓練を実施（年2回以上）すること。	西濃県事務所
50	特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	4 報酬	サービス体制強化加算	【岐阜県指定居宅サービス等の人員、施設及び運営等に関する基準を定める条例】第98条第3項、第155条、第217条第4項【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第115条の2第3項、第130条、第204条第3項	サービス提供体制強化加算（特定、短期とも）の計算方法に誤りがみられるため、再計算および再確認し、結果を報告すること。	西濃県事務所
51	特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	5 その他	職員の健康診断	【労働安全衛生規則】第45条	夜勤者の健康診断について、年2回実施をすること。	西濃県事務所
52	特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	5 その他	領収証	【介護保険法】第41条第8項	領収証には領収証である旨の記載をすること。	西濃県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	1 人員	勤務一覧表	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第98条第1項、第244条、256条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第115条の2第1項、第237条、249条	事業所全員の月の勤務状況が把握できるように勤務一覧表を作成すること。作成の際は、職種（管理者、専門相談員等）、常勤・非常勤の別、その日の勤務時間がわかるように作成すること。	西濃県事務所
2	福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第29条、238条、256条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条、231条、249条	運営規程について、保管、消毒業務の委託先が変更となっていたため、速やかに変更すること。販売取り扱い種目について記載すること。利用料について利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法を記載すること。上記変更については、岐阜県西濃県事務所に運営規定の変更届を提出すること。	西濃県事務所
3	福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	3 運営	苦情	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第36条、第244条、256条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の8、第237条、249条	苦情処理マニュアルを整備すること。	西濃県事務所
4	福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	3 運営	苦情	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第29条、238条、256条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の8、第237条、249条	苦情処理については、主要な連絡先の記載や要望も含めた苦情に対する分析を行う等、組織的に対応できる苦情マニュアルとすること。	西濃県事務所
5	福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	3 運営	個人情報利用同意	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第33条第2項、第244条、256条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の5第2項、第237条、249条	個人情報の利用同意について、同意書にて利用者と家族の同意をとること。	西濃県事務所
6	福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	3 運営	事故	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の10、第237条、249条	事故対応マニュアルを整備すること。	西濃県事務所
7	福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	3 運営	事故	【岐阜県社会福祉施設等内事故・事件マニュアル】	事故マニュアルを整備するとともに、ヒヤリハット事例を収集、分析し事故防止に努めること。	西濃県事務所
8	福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	3 運営	守秘義務	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第33条第1項、第244条、256条【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第54条の5第1項、第237条、249条	業務上知りえた情報の秘密保持について、従業員の誓約等が確認できなかったため、必要な措置を講ずること。	西濃県事務所
9	福祉用具貸与・特定福祉用具販売/介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	5 その他	軽度者利用の判定	【老企第36号 第2の9(2)】	軽度者に対して対象外種目にかかる指定福祉用具貸与費を算定する場合は、その要否判断にかかる結果等の記録を居宅介護支援事業者から入手し、保存しておくこと。	西濃県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	1 人員	勤務一覧表	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第53条第1項	管理者（施設長）の出勤について勤務表に記載をすること。	西濃県事務所
2	介護老人福祉施設	1 人員	出勤簿	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第30条第1項	医師の勤務状況を出勤簿等で管理すること。	西濃県事務所
3	介護老人福祉施設	3 運営	運営規程	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第16条第5項、第29条	運営規程の「緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の手続」に係る条項については、「緊急やむを得ない場合」の判断方法や、拘束を行うにあたっての態様・時間・心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するなどの手続に関する内容も盛り込むこと。	西濃県事務所
4	介護老人福祉施設	3 運営	運営規程	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第29条	運営規程の人員等内容について、現状との整合性を図り、変更届を県事務所に提出すること。	西濃県事務所
5	介護老人福祉施設	3 運営	運営規程	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第52条	運営規程の第18条（記録の整備）について、文書の保存期間は5年に改めること。	西濃県事務所
6	介護老人福祉施設	3 運営	感染症予防	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第33条第2項	感染症予防を検討する委員会は定期的に開催されているが、委員会の記録に乏しいので適切に記録を録るとともに、組織的な対応と研修、周知について、さらなる取り組みをされたい。	西濃県事務所
7	介護老人福祉施設	3 運営	苦情	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第39条	苦情処理委員会の対応について、解決のプロセスを明確化したうえで、事例を十分に分析、検討し、組織としての対応をされたい。また、委員会の記録に乏しいので適切に記録されたい。	西濃県事務所
8	介護老人福祉施設	3 運営	事故	【岐阜県社会福祉施設等内事故・事件マニュアル】	社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアルに定める事故、事件があった場合は県事務所に報告を行なうこと。	西濃県事務所
9	介護老人福祉施設	3 運営	新人研修	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第30条第3項	新人職員研修について、内容の充実を図ること。	西濃県事務所
10	介護老人福祉施設	3 運営	身体拘束委員会	【身体拘束ゼロへの手引き（2001年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」）】	身体拘束委員会について、案件がない場合でも、制度等に対する研修を行う等、組織、委員会としての取り組み内容について再度検討されたい。	西濃県事務所
11	介護老人福祉施設	3 運営	変更届	【介護保険法第75条、89条、115条の5】	介護支援専門員の増減及び協力医療機関の変更については県事務所に変更届を提出すること。	西濃県事務所
12	介護老人保健施設	1 人員	人員配置	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第52条 基準要綱 第3の10(2)	ユニットリーダー研修を受講した職員を2名以上配置すること。	西濃県事務所
13	介護老人保健施設	3 運営	運営規程	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】第51条	運営規程には、ユニットの数及びユニットごとの入居定員を記載すること。	西濃県事務所
14	介護老人保健施設	3 運営	運営規程	【岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例】第16条第5項、第29条	運営規程の「緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の手続」に係る条項については、「緊急やむを得ない場合」の判断方法や、拘束を行うにあたっての態様・時間・心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するなどの手続に関する内容も盛り込むこと。	西濃県事務所
15	介護老人保健施設	3 運営	事故	【岐阜県社会福祉施設等内事故・事件マニュアル】	骨折事故等の報告がなされていない。「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」に定める事故、事件があった場合は県事務所に報告を行なうこと。	西濃県事務所
16	介護老人保健施設	3 運営	変更届	介護保険法 第99条第1項 介護保険法施行規則 第137条第1項	介護支援専門員の変更について届出がされていない。届出義務のある事項を変更した場合は、変更後10日以内にその旨を届け出ること。	西濃県事務所
17	介護老人保健施設	4 報酬	療養食加算	老企第40号 第2の6(24)	療養食加算を算定する場合は、療養食の献立表を作成すること。	西濃県事務所